

お知らせ

確定申告はお済みですか

【日程・必要書類等】

役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）

【所得税の内容等】

国税相談専用ダイヤル（☎ 0570 - 00 - 5901）

確定申告に関する詳細は、広報とうべつ
2月号のP16に掲載しています。

令和6年分所得税確定申告と住民税申告を令和7年3月14日まで受け付けています。申告される方は下記の受付日と会場を確認のうえ、お越しく下さい。都合の悪い方は、別日に申告することも可能です。

3月14日を過ぎた場合は当別町で申告受付はできませんので、札幌北税務署に問合せください。

申告会場は混雑が予想されます。混雑状況を町ホームページに掲載していますので、来場前に確認いただき、時間に余裕を持ってお越しく下さい。



町ホームページ

3月3日～3月7日の5日間は、西当別支所では予約により受け付けを行います。予約フォームから、申告希望日の2日前までに予約ください。



予約フォーム

行政区ごとの受付日

3月の 受付日	行政区		会場
	9時00分～11時45分	13時～16時	
3日 月	栄町		役場大会 議室・西 当別支所 (要予約)
4日 火	幸町・旭町		
5日 水	緑町・東町		
6日 木	元町・万代町		
7日 金	末広・白樺町		
10日 月	中小屋・東裏		役場 大会議室
11日 火	下川町・六軒町		
12日 水	春日町・みどり野		
13日 木	西町・樺戸町		
14日 金	錦町・美里		

※3月3日から3月7日の申告会場は役場1階大会議室と西当別支所ですが、西当別支所は予約優先の受け付けとなっています。

自動車・軽自動車の住所変更等は3月末まで

役場税務課税務係（☎ 23 - 2332）

自動車税種別割

4月1日現在の登録に基づいて課税されます。住所変更、自動車の売買、使用しなくなった時は北海道運輸局札幌運輸支局で手続きが必要です。納税通知書を確実に届けるために、3月31日までに手続きください。

問 北海道運輸局札幌運輸支局（☎ 050 - 5540 - 2001）

住所変更の手続きが間に合わない場合は、道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から送付先を変更ください。

問 札幌道税事務所自動車税部（☎ 011 - 746 - 1190）



道税ホームページ

軽自動車税種別割

定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。廃車、住所変更、譲渡等の手続きは、3月31日までに行ってください。

所有者が亡くなった場合も手続きが必要です。軽自動車税種別割は、月割課税ではありませんので、手続きを忘れると1年分の税金を納めることになりますので注意ください。

対象となる軽自動車とその申告先などは、町ホームページまたは広報とうべつ2月号のP18を確認ください。



町ホームページ

広告

当別町議会 3月定例会関係日程のお知らせ

議会開催中は、ライブ中継をインターネットにより配信しています。

日程は変更する場合がありますので、町議会ホームページでご確認ください。

問 議会事務局総務係
(☎ 23 - 3247)

町議会ホームページは
こちら→



日にち	時間	場所	会議名	内容等
3月4日(火)	13時～	議場	本会議	町長・教育長予算編成の概要説明
3月5日(水)	13時～	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3月6日(木)	13時～	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3月7日(金)	10時～	議場	本会議	予算編成代表質問等
3月10日(月)	13時～	議場	総務文教常任委員会	所管事務調査等
3月11日(火)	13時～	議場	産業厚生常任委員会	所管事務調査等
3月12日(水)	10時～	議場	本会議	一般質問
3月14日(金)	10時～	議場	本会議	一般質問
3月17日(月)	10時～	議場	予算審査特別委員会	各会計予算審査・起草委員会設置
3月18日(火)	10時～	議場	予算審査特別委員会	起草委員会報告
3月19日(水)	14時～	議場	予算審査特別委員会	予算審査特別委員会報告、議案審議等
			本会議	

後期高齢者医療高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請により、その超えた額が支給されます。該当と思われる方には3月下旬以降に申請案内を送付予定ですので、忘れずに国保・後期高齢者医療係窓口へ申請ください。

なお、新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

また、次のいずれかに該当する場合は支給対象とはなりません。

- ・医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合。
- ・支給額が500円以下の場合。

問 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

自己負担限度額表

【計算期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日】

負担割合	区 分		基準額（世帯の限度額）
3割	現役並み所得者		【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者		56万円
1割	一 般		
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
 ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

独自のサウンドで聴く人を魅了する若手エレクトーンプレイヤー川上天馬が当別町でライブを開催！

当別町文化公演事業 **川上天馬** エレクトーンライブ
in ふれあい倉庫

2025.3.22(土)

開場 16:30 開演 17:00

ふれあい倉庫カルチャーホール

入場料 2,000円

チケット 取り扱い
ふれあい倉庫
チケットぴあ
(Pコード 291921)

お問い合わせ

当別町文化公演事業実行委員会（教育委員会社会教育課内）
TEL:22-3834、Mail:kyoshakai1@town.tobetsu.hokkaido.jp

お知らせ

令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金の支給について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する町民税非課税世帯の経済的な負担軽減を図るため、3万円を支給します。なお、この給付金には所得税等が課されず、差し押さえも禁止されています。

対象世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で町に住民票があり、世帯全員が令和6年度町民税非課税の世帯

※「町民税課税者の税法上の被扶養者のみで構成されている世帯」は対象になりません。

※令和6年1月2日以降に転入された方は別途申請が必要です。環境対策係まで連絡ください。

支給のお知らせまたは支給要件確認書の送付

対象世帯には2月下旬頃に送付しています。

※「支給のお知らせ」が届いた世帯は、3月中旬頃に記載されている振込口座へ支給します。

※「支給要件確認書」が届いた世帯は、必要事項を記入し、速やかに返信ください。

支給要件確認書の返信期限 7月31日（木）

子ども加算分について（児童一人当たり2万円）

対象世帯

左記対象世帯で18歳以下（平成18年4月2日から令和7年7月31日生まれまで）の児童を養育する世帯

※基準日以降に子どもが生まれた場合は、別途申請が必要となります。環境対策係まで連絡ください。（申請期限：7月31日）

※子ども加算分は、町民税非課税世帯への給付金の支給後に別途支給します。

給付金に関する詐欺に注意ください

自宅や職場などに当別町の給付金担当者から問合せを行うことがあります。ATMの操作や支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

不審な電話や郵便が届いた場合は、すぐに当別町の窓口か最寄りの警察署に連絡ください。

問合せ 環境生活課環境対策係（☎23-2503）

「デコ活」宣言、「デコ活応援団」に参画

1月23日に、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に賛同し「デコ活宣言」を行うと同時に、この運動を推進するための団体である「デコ活応援団」に参画しました。

国・自治体・企業・団体等との連携を図り、脱炭素社会の実現に向けた施策に、より一層取り組みます。

デコ活で行うアクション

「デ」…電気も省エネ 断熱住宅、

「コ」…こだわる楽しさ エコグッズ、

「カ」…感謝の心 食べ残しゼロ、

「ツ」…つながるオフィス テレワーク

詳しくは町ホームページを確認ください。

問 環境生活課環境対策係（☎23-2503）



町ホームページ

4月1日から北洋銀行での公金の窓口納付は手数料がかかる場合があります

4月1日以降は、北洋銀行窓口で後期高齢者医療保険料や水道料金などの公金を支払う場合、1件につき880円（税込）の手数料がかかり、納付する方の負担となります。ただし、納付書に地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている町道民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税種別割・国民健康保険税の手数料はかかりません。

なお、北洋銀行の口座振替は4月1日以降も手数料がかからず利用できます。また、北海道銀行・北海道信用金庫・北石狩農業組合・ゆうちょ銀行の窓口やコンビニでの納付は手数料はかかりません。詳しくは各納付書記載の担当係まで連絡ください。

問 税務課納税係（☎23-2341）

広 告

広 告

高齢者肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌による肺炎は、予防接種で発症や重症化を予防することができます。

対象 これまでに一回も肺炎球菌予防接種を受けたことのない人のうち、次の①または②に該当する方。

① 65 歳の方（65 歳の誕生日から 66 歳の誕生日を迎える前日まで）、② 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がいのある方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障がい者手帳 1 級程度の障がいがある方。 **料金** 2,500 円（生活保護世帯の方は無料） **場所** 健康ひろば（本誌 P24）に掲載。

助成 1 人 1 回のみです。 **他** 実施医療機関以外で接種を希望する場合は、健康推進係まで連絡ください。 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

特定健診を受け忘れていませんか？

受診券の有効期限は 3 月 31 日までです。紛失された方は健康推進係まで連絡ください。3 月は混みますので、早めに予約し受診しましょう。詳しくは健康ひろば（本誌 P24）・町 HP を確認ください。

対象 3 月 31 日までに 40 歳～74 歳になる当別町国民健康保険に加入の方 **持参** 受診券（緑色）、マイナ保険証等保険資格が確認できるもの、700 円 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種について

希望者が予防接種を受けられるように、下記の条件に該当する方は接種期限が令和 8 年 3 月 31 日まで延長されます。まだ 1 度も接種していない方は、令和 7 年 3 月までに接種を開始しましょう。

条件 次の①および②に該当する方。①平成 9 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性、②令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までに HPV ワクチンを 1 回以上接種し、接種が完了していない方

期限 令和 8 年 3 月 31 日 **料金** 無料 **持参** 母子健康手帳、健康保険証等または学生証、予診票（予診票がない場合は健康推進係まで連絡ください） **場所** 健康ひろば（本誌 P24）に掲載。 **他** 実施医療機関以外で接種を希望する場合は、健康推進係まで連絡ください。過去に 2 価・4 価のワクチンを接種した方は、原則として同じ種類のワクチンを接種することをお勧めしますが、9 価のワクチンを希望する場合は、接種医療機関に問合せください。 **問** 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

移動献血車が来ます！献血にご協力ください

日時 3 月 12 日（水）9 時 30 分～11 時 当別消防署、12 時 30 分～14 時 ゆとろ、15 時～16 時 30 分 JA 北いしかり北部 **問** 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

広 告

広 告

広 告

お知らせ

引越しワンストップサービスについて

電子証明書が有効なマイナンバーカードやスマホ用電子証明書があり、国内で引っ越しをする方は、マイナポータルを利用してオンラインによる転出届・転入予約ができるサービスがあります。

このサービスを利用すると、転出元市区町村の窓口への来庁は原則不要となります。ただし、転入先市区町村の窓口では手続きを行う必要があります。

手続きの流れ

1. マイナポータルで転出の手続きを行います。
2. 転出届の情報が転出元市区町村に連携され、処理が完了すると、マイナポータル上の処理状況が「処理中」から「完了」に更新されます。※処理完了までに1～2営業日かかります。
3. マイナポータル上の処理状況が「完了」となったら、転入先市区町村での手続が可能になります。
4. マイナンバーカードを持参し、転入先市区町村で届出を行います。

注意事項

- ・券面事項入力補助用の暗証番号入力が必要です。
- ・転出届の内容について転出元市区町村から確認の連絡をする場合があります。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
(☎ 0120 - 95 - 0178、受付時間：
平日9時30分～20時、土日祝日：9
時30分～17時30分)



マイナポータル

国保の加入脱退・進学で転出する際の手続き

加入・脱退手続きはお済みですか？

職場を退職し国民健康保険に加入するときは、退職後14日以内に社会保険等資格喪失証明書と加入する方全員のマイナンバーが分かるものを持参し、役場の国保・後期高齢者医療係窓口で加入の手続きを行ってください。

また、会社などに就職し、国保以外の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する方全員の新しい資格確認書または資格情報のお知らせと、マイナンバーが分かるものを持参して脱退の手続きが必要になります。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではなく、ご自身での手続きが必要です。

西当別支所でも加入・脱退手続きが可能となりました

支所のリモート相談窓口を使用し、担当係で受け付けをします。ただし、資格確認書は後日郵送となるため、時間がかかる場合があります。

進学で転出する場合の国保の手続きは？

進学するために当別町から転出する場合は、当別町の国民健康保険に引き続き加入することができます。国保・後期高齢者医療係窓口で手続きが必要となりますので、身分証明書、在学が確認できる書類(在学証明書・学生証の写しなど)、世帯主の方と転出する方のマイナンバーが分かるものを持参ください。

問 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

広 告

広 告

広 告

水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用停止や開始する時は、住民票の住所変更とは別に、水道の届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口のほか、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料がかかりますので、忘れずに連絡ください。退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わり次第、水抜きをお願いします。

また、所有者や使用者の死亡等による名義変更や建物を取り壊す場合なども、届け出が必要です。詳しくは業務係まで問合せください。

問 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

4月以降の月形当別線バス時刻表を改訂します

改訂後の時刻表は、広報とうべつ3月号と同時に本町地区に全戸配布するほか、役場2階 セールス戦略課窓口や、次の町内公共施設等に配置しています。

場所 有限会社下段モータース、総合体育館、白樺コミュニティセンター、ゆとろ、西当別支所、西当別コミュニティセンター、北欧の風道の駅とうべつ、JR 学園都市線（当別駅、太美駅、北海道医療大学駅）

問 セールス戦略課ふるさとプロモーション係（☎ 23 - 3042）

国民年金保険料の学生納付特例制度について

学生の方は、本人の所得が一定額以下（128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等）の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

承認期間は4月から翌年3月までとなり、申請をする方は、在学証明書や学生証等の学生であることを証明するものを用意のうえ、申請書での申請またはマイナポータルでの電子申請で手続きください。

保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）はさかのぼりでの申請も可能です。なお、前年度まで学生納付特例制度を利用しており、令和7年度は保険料の納付を希望される場合は、年金事務所に申し出ください。

問 札幌北年金事務所（☎ 011 - 717 - 4115）



国民年金機構
ホームページ

聴覚障害者等の電話リレーサービスについて

これまでの電話リレーサービスに加え、利用者自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことができるサービス「ヨメテル」が開始されました。詳しくはヨメテルホームページを確認ください。

問 電話リレーサービスカスタマーセンター（☎ 03 - 6275 - 0912）

広 告

広 告

広 告

お知らせ

アライグマによる農作物等の被害対策

外来生物のアライグマによる農作物等への被害を防止するには、地域全体でアライグマの駆除を行う必要があるため、希望者には捕獲用の箱わなを貸し出しています。箱わなを設置するには、町が随時実施する「防除に関する講習会」を受講し、防除従事者として登録する必要があります。

問 農務課農務係（☎ 23 - 3091）

泥炭土の配布について

札幌河川事務所が進めている豊平川掘削工事で発生した泥炭土を、希望する農家の方へ配布します。

配布 令和7年7月～10月 **対象** 町在住の農家の方 **条件** ① 10t ダンプで搬入可能な場所（運搬・荷卸しまでは無料）。② 荷卸し後の土の移動、敷均し作業等は受入者負担です。③ 町内での利用に限ります。④ 数量は1カ所 200㎡（10t ダンプ約 29 台分）以上とします。⑤ 配布した土の返却は出来ません。※このほか、町ホームページに掲載する条件に合致される方 **申込** 役場3階 農務課窓口または町ホームページにある申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、農務課窓口へ持参のいずれかで提出ください。 **期限** 4月30日（水） **問** 農務課耕地係（☎ 23 - 3096 / FAX 23 - 3206）



町ホームページ

水道料金・下水道使用料のスマホ決済について

LINEpay 請求書支払いは、令和7年3月末で取り扱いを終了します。なお、4月以降も請求書支払いができるスマホ決済アプリは次のとおりです。

決済 PayPay 請求書払い、d 払い 請求書払い、auPAY 請求書払い、J-Coin 請求書払い、支払秘書 **注意** ① 支払いに手数料はかかりませんが、アプリのダウンロードと利用にかかる通信料は利用者の負担となります。② 領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合は、指定の支払い場所にて現金でお支払いください。③ スマホ決済アプリごとに、一度の支払い金額に上限があります。詳しくは、各スマホ決済アプリのホームページなどを確認ください。 **問** 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

3月は滞納整理強化月間！

町では納期限までに納付している方との公平性を保つために、3月を「滞納整理強化月間」として、徴収対策を進めます。町税の滞納が続くと、地方税法に基づき延滞金が加算され、同法に基づく滞納処分（財産調査および差押）を実施します。

夜間窓口も開設していますので、やむを得ない事情により直ちに納付することができない方は相談ください。

問 税務課納税係（☎ 23 - 2341）

広 告

広 告

広 告

町政功労者逝去

辻野 修さん

令和7年1月21日逝去（90歳）

平成30年 町政功労者賞受賞

<経歴>

昭和44年から平成12年まで当別町商工会役員、うち平成6年から12年まで当別町商工会長として、平成8年から20年まで当別町都市計画審議会委員として、その他当別町表彰審議会委員、当別町青少年問題協議会委員、当別町社会教育委員を歴任され、町政に寄与されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

竹田 和雄さん

令和7年1月27日逝去（90歳）

昭和60年 町政功労者賞受賞

<経歴>

昭和54年から平成27年まで当別町議会議員、うち平成15年から平成23年まで当別町議会議長として、その他当別町農業委員会委員、当別町監査委員、当別町表彰審議委員会委員長、当別町町史纂さん委員会委員長、当別町消防団員を歴任され、町政に寄与されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

第24回当別町ゼロカーボン勉強会を開催します

今後の「未来のまち」に向けたゼロカーボン視点での私たちの取り組みについて、ディスカッションや企画を行います。

日時 3月24日（月）19時～21時 **場所** ヤギ小屋

問 松岡（☎090-7514-0614）

寄付 寄贈

☆当別町ふるさと納税へ1月納入分

計1,739名から2,981万円ご寄付いただきました。ご寄付いただいた方の氏名等は町ホームページに掲載しています。

☆当別町企業版ふるさと納税へ

▼王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

「子育て世帯応援プロジェクトに対する寄付として」多額の寄付

☆当別町社会福祉協議会へ

▼故) 山脇 サヨさん 3万円

▼故) 岸田 千代さん 10万円

▼当別町民生児童委員協議会より 4,120円



広 告

広 告

広 告

お知らせ



当別消防署からのお知らせ



■ 令和 6 年 救急出動状況

令和 6 年の救急出動件数は 1,064 件（前年比 16 件増）、搬送人員は 921 人（前年比 6 人増）で過去最多であった前年を上回る件数となりました。人口割で見ると、町民の約 17 人に 1 人が救急搬送されたことになります。

同じ時間帯に出動できる救急車の台数には限りがあります。救急車を本当に必要としている方のために、救急車の適正利用に協力ください。体調が優れない時はできるだけ早めの病院受診や必要な受診を控えないようにする等の対応をお願いします。

救急車の適正利用とは、本当に必要だと判断した場合には救急車を呼ぶことであり、どんな状況でも救急車を呼べないということではありません。判断に迷う場合は看護師が助言をしてくれる、救急安心センターさっぽろ「#7119」または「011 - 272 - 7119」を活用ください。

過去 5 年間の救急出動件数と搬送人員

	R2	R3	R4	R5	R6
救急出動件数	800 件	814 件	918 件	1,048 件	1,064 件
搬 送 人 数	728 人	756 人	833 人	915 人	921 人

■ 令和 6 年 火災概要

令和 6 年の町内の火災件数は 7 件で、前年より 4 件の減少となりました。火災種別で比較すると、建物火災が 2 件、車両火災が 1 件、その他火災が 1 件の減少でした。

火災の原因は、建物火災は放火によるものが 2 件、屋内配線によるものが 1 件、車両火災は排気管によるものが 1 件、車両内の電気配線によるものが 1 件でした。12 月以降に発生した 1 件の建物火災の原因は調査中です。今一度、火の始末の徹底、住宅用火災警報器の点検を行い住宅防火を徹底し、一人ひとりが防火の心を忘れずに、「火災のないまち、当別町！」を目指しましょう。

令和 6 年 月別発生状況とその内訳

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
-	-	-	-	建物 1	-
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
-	建物 1	車両 1	車両 1 建物 1	建物 1	建物 1

▼問合せ 【救急出動状況について】救急課救急係、【火災概要について】予防課予防係、いずれも
(☎ 23 - 2537)



当別消防署
ホームページ

広 告

広 告

広 告